

## ゲノム編集技術により作出された生物を農林水産物資又は 農林水産業の一環として使用する際の対応について

平成 31 年 3 月 27 日

農林水産省農産安全管理課

拡散防止措置を執らずに使用等されるゲノム編集技術により作出された生物に係る情報提供に関しては、次のような考え方の下、引き続き学識経験者の皆様から御意見を伺い、情報の詳細とともに具体的な情報提供の手続の整理を進めることとしたい。

### <運用に当たっての考え方（案）>

#### （１）提供いただく情報の詳細について

- 農林水産物資のうち、市場化の動きのある、農作物及び魚類について、提供いただく情報の詳細を具体的に提示する
- 農作物については、基本的に、遺伝子組換え植物の生物多様性影響評価の際に求めている科学的情報をベースに検討する
- 魚類については、遺伝子組換え植物の生物多様性影響評価の際に求めている科学的情報をベースにしつつ、魚の運動特性や繁殖能力などを考慮して作成する
- その他の生物種については、当面は、遺伝子組換え植物の生物多様性影響評価の際に求めている科学的情報に準じた情報の提供をいただくこととし、個別に相談に応じる

#### （２）提供された情報の取扱い（手続）について

- 提供された情報から、生物多様性影響が生ずるおそれに関し疑義があるか否かを判断するにあたり、科学的見地から問題がないかどうかにつき、学識経験者に照会をさせていただく
- この際、学識経験者として、遺伝子組換え生物等による生物多様性影響評価について、御意見を聞くこととしている委員の皆様は、それぞれの分野に応じて、引き続きのご協力をお願いしたい
- 提供された情報から疑義があると判断した場合には、追加的な情報を情報提供者に求める
- 提供された情報から疑義が認められなかった場合には、総合検討会にその旨を報告する（提供された情報の概要を公表する）

**【参考】情報提供いただく項目**

- (a) カルタヘナ法に規定される細胞外で加工した核酸又はその複製物が残存していないことが確認された生物であること（その根拠を含む）
- (b) 改変した生物の分類学上の種
- (c) 改変に利用したゲノム編集の方法
- (d) 改変した遺伝子及び当該遺伝子の機能
- (e) 当該改変により付与された形質の変化
- (f) (e) 以外に生じた形質の変化の有無（ある場合はその内容）
- (g) 当該生物の用途
- (h) 当該生物を使用した場合に生物多様性影響が生ずる可能性に関する考察